

令和 6 年 5 月 28 日
大 阪 航 空 局**学校法人ヒラタ学園に対する
事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告について**

学校法人ヒラタ学園（以下「同学園」という。）において、大阪航空局による航空法（以下「法」という。）に基づく立入検査等により、同学園が運航する航空機に対し、不適切な航空機の整備等が行われていたことが確認されました。これらの行為は、法の規定並びに法に基づき認可された整備規程及び運航規程に違反するものです。これを受け、大阪航空局は本日付で同学園に対し事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告を行いましたのでお知らせします。

（不適切な整備等の概要）

- 同学園の航空機に不具合が発生した際に、「①耐空証明の有効期限が切れた機体からの部品を流用した行為」、「②適切な不具合措置を行わない状態で運航の一時的な継続をした行為」、「③マニュアルと異なる部品を使った整備を行った行為」及び「④整備記録未記入、法第 11 条第 1 項ただし書の許可が必要な状況における当該許可の未取得、法第 11 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の未報告といった必要な手続きの不備」の事例が複数あった。また、これらの中にはヘリコプター整備課長の指示によるもの、整備部長及び整備管理課長も認識していたものが複数あった。
- 同学園の航空機に不具合が発生した際に、当時の運航部長の指示等により、機長が適切な整備措置等が行われていないことを認識しながら運航を継続した事例や、不具合が発生したことを航空日誌に記載しなかった事例が複数あった。

（事業改善命令の内容）

- 安全管理体制の再構築
- 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施
- 必要な予備品の配備などの整備体制の確保

大阪航空局としては、同学園において再発防止策が確実に図られ、安全運航体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

別添 1：学校法人ヒラタ学園に対する事業改善命令の文書

別添 2：安全統括管理者の職務に関する警告の文書

《 問い合わせ先 》

大阪航空局 航空事業安全監督室

電話：06-6937-2771（直通）

統括事業安全監督官 中山

前任整備審査官 近藤